

諮問庁：財務大臣

諮問日：令和3年11月22日（令和3年（行情）諮問第508号）

答申日：令和4年2月24日（令和3年度（行情）答申第556号）

事件名：収入印紙等の売りさばきに関する事務の委託に関する文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月10日付け财会第2923号により財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、本件開示請求書による開示請求に係る行政文書の全部を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）処分庁が主張する「補正の求め」について

ア 法4条2項に基づく補正の求め（以下「求補正」という。）は、法17条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「施行令」という。）15条に基づく委任（以下「処分権限委任」という。）がされている場合を除き、処分庁たる貴職にのみ、その権限があり、原処分に係る事務を担う貴省大臣官房会計課及び文書課両職員が行うことは認められない。

仮に、当該職員による「補正の求め」と称した文書の発出等があったとしても、行政手続法（平成5年法律第88号）による行政指導に過ぎないものであり、求補正には当たらない。

イ また、本件開示請求に対して、求補正があり、かつ、その送達がされた事実はない。

而して、審査請求人が承知している限り、求補正が郵便法（昭和22年法律第165号）48条に規定する内容証明の郵便物によって送達された事実はない。

ウ よって、処分権限委任の有無、並びに処分庁が求補正をし及びその

送達を行った事実が立証されない限り、原処分には理由がない。

(2) 処分庁が主張する形式上の不備について

原処分は、本件開示請求には、開示請求手数料の不足をいう形式上の不備があるというが、対象行政文書件数の算定にあたって、施行令13条2項の適用に重大な誤りがあり、開示請求手数料が不足している事実はないから、係る主張には理由がない。

(3) 原処分が違法であることについて

前2項のとおり、原処分は、形式上の不備があるとの主張、及び求補正を行ったとの主張とも事実に基づかず、理由がないにもかかわらず、本件開示請求に係る行政文書を不開示としているから、違法かつ不当である。

(4) 以上のとおり、原処分は、違法かつ不当なものであるから趣旨のとおり審査請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 令和3年6月18日付（同月21日受付）、法3条に基づき、審査請求人から処分庁に対し、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）について開示請求が行われた。

(2) これに対して、処分庁は、別紙の2の行政文書ファイル20件（本件対象文書）を特定したうえで必要な手数料の追納を求めべく、令和3年7月9日付及び同月26日付で「行政文書開示請求書の補正について」を発出したものの、審査請求人は受け取りを拒否したことから、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、令和3年8月10日付財会第2923号により、行政文書開示請求書の形式上の不備（開示請求手数料の不足）につき、相当な期間を定めて補正を求めたが、形式上の不備が補正されなかったとして、不開示決定（原処分）を行った。

(3) この原処分に対し、令和3年9月4日付（同月6日受付）、行政不服審査法2条に基づき、審査請求が行われたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨

(2) 審査請求の理由

上記第2の2と同旨

3 諮問庁としての考え方

(1) 原処分について

本件は、処分庁に対し、令和3年6月18日付（同月21日受付）で本件請求文書について開示請求が行われ、処分庁は、法9条2項の規定

に基づき、令和3年8月10日付財会第2923号により「行政文書開示請求書の形式上の不備（開示請求手数料の不足）につき、相当な期間を定めて補正を求めたが、形式上の不備が補正されなかった」ことを不開示理由として原処分を行ったものである。

(2) 審査請求人の主張についての検討

ア 行政文書ファイルの特定及び対象文書件数の算定について

審査請求人は「対象行政文書件数の算定にあたって、施行令13条2項の適用に重大な誤りがあり」と主張している。

しかしながら、処分庁は、審査請求人から令和3年6月18日付（同月21日受付）で本件請求文書を内容とする行政文書開示請求書の提出を受け、同年7月6日で審査請求人へ電話連絡のうえ、請求内容の不明確な部分について補正を行ったうえで、審査請求人の請求内容を踏まえ文書探索を行った結果、別紙の2の行政文書ファイル20件（本件対象文書）を特定した。これらの行政文書ファイルは、作成・取得年度、作成担当係及び管理担当係をそれぞれ異にするものの、いずれも公文書等の管理に関する法律5条2項に基づき、それぞれ能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物にまとめ、適切に保存されている。

このため、行政文書ファイルの特定及び対象行政文書件数の算定に誤りはないものと認められる。

イ 形式上の不備について

審査請求人は本件請求文書において4件分の手数料しか納付していないため、別紙の2の行政文書ファイル20件（本件対象文書）に保存されている開示対象行政文書の全ての開示を求める場合は、手数料の追納が必要となる。

審査請求人は、「原処分は、形式上の不備があるとの主張、及び求補正を行ったとの主張とも事実に基づかず、理由がない」旨主張している。

しかしながら、処分庁は令和3年7月6日付審査請求人に対する電話連絡で、手数料の追納が必要となるので求補正のための文書を送付する旨の説明を行ったうえで、同月9日付簡易書留及び同月26日付特定記録で補正を求めたものの、審査請求人が受取りを拒否したことにより補正されていない。

このため、本件開示請求には、開示請求手数料の未納という形式上の不備があるものと認められる。

(3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するもの

ではない。

4 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がないため、処分庁が法9条2項に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年11月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月27日 審議
- ④ 同年2月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、必要な開示請求手数料が納付されていないとして、形式上の不備を理由とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 形式上の不備について

- (1) 原処分における行政文書ファイルの特定及び対象文書件数の算定について、諮問庁は、上記第3の3(2)アのとおり説明する。
- (2) 当審査会において、諮問庁から、行政文書ファイルの特定及び対象文書件数の算定に係る参考資料の提示を受け、諮問書に添付された資料と併せて確認したところ、本件開示請求書には4件分の開示請求手数料に相当する1,200円分の収入印紙が同封されていたこと、また、施行令13条2項に照らしても、特定された本件対象文書は20件分となることが認められ、上記第3の3(2)アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。
- (3) そうすると、本件開示請求に対しては、本件請求文書に該当するものとして、重複するものを除く行政文書ファイルごとに別個の行政文書として20件分の開示請求手数料(6,000円)を納付する必要があるものと解すべきであり、本件開示請求には開示請求手数料の不足という形式上の不備があるものと認められる。

3 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会において、諮問書に添付された資料を確認したところ、処分庁は、上記第3の3(2)イのとおり、本件開示請求を受け、審査請求人に対し、令和3年7月6日に電話連絡を行った上で、同月9日付け簡

易書留及び同月26日付け特定記録で、2回にわたり、特定した20件の行政文書ファイルについて情報提供し、各ファイルの開示希望の有無を確認するとともに、不足分の開示請求手数料の納付を求めたものの、審査請求人がいずれも受取を拒否したことにより補正はされなかったことが認められる。

以上の経緯に鑑みると、これ以上の求補正を行っても審査請求人がこれに応じる可能性は極めて低かったものと認められ、本件開示請求について処分庁が行った求補正の手続が不十分とはいえない。

なお、本件開示請求について審査請求人から納付された4件分の開示請求手数料について、それぞれいずれかの文書の請求に充当して開示決定等を行うことの可否を検討すると、本件においては、審査請求人が、いずれの文書に充当するかを明らかにしなかったことや、本件開示請求に該当する文書は、多種多様であって、審査請求人の意向が示されなければいずれに充当すべきであるか特定し得ないと認められることに鑑みると、納付済みの開示請求手数料をいずれにも充当せずに不開示決定を行ったことが不適切とはいえない。

(2) したがって、本件開示請求には、開示請求手数料の不足という形式上の不備があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されなかったと認められるから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙

1 本件請求文書

収入印紙及び自動車重量税印紙の売り捌きに係る次の行政文書一式。

- 一 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号）3条1項及び収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令（平成15年総務省令第69号。以下「印紙省令」という。）1条1項の規定により売り捌きに関する事務を日本郵便株式会社に委託するに際して作成された契約書その他の委託に関する書類。ただし、当初契約からの変更に係るものを含む。
- 二 前項の契約（以下単に「委託契約」という。）9条2項に規定する独立行政法人国立印刷局との契約に関する契約書、仕様書及び請求書。ただし、当初契約からの変更に係るものを含む。
- 三 令和元年度及び令和2年度における次のもの。ただし、対象となり得る行政文書が書面でなく電磁的記録として存在するときは、それぞれ「書面」を「電磁的記録」と読み替えられたい。
 - イ 印紙省令2条に規定する交付書（委託契約4条2項に規定する印紙交付決定通知書、分納内訳書及び同5条に規定する印紙交付書を含む。）、同省令3条の受領書（委託契約6条に規定する印紙受領書を含む。）及び委託契約4条1項に規定する印紙交付要求書。
 - ロ 委託契約3条2項に規定する通知に関する書面。
 - ハ 同省令5条1項による報告書（同条3項による添付書面、委託契約10条1項に規定する印紙売りさばき報告書及び同条4項に規定する印紙在庫表を含む。）、同省令5条1項及び2項による納付書並びに同条4項による処分の申請に係る書面（委託契約8条1項本文に規定する印紙処分申請書を含む。）及び不要決定通知の書面（委託契約8条3項に規定する印紙不用決定通知書を含む。）。
 - ニ 委託契約9条1項による印紙返納書及び同条3項の規定に基づく準用によるイのもの。
 - ホ 同省令6条による報告に関する書面（委託契約11条1項の規定する印紙亡失等事故報告書を含む。）。
 - ヘ 同省令7条2項による指示または報告並びに同条3項による報告に関する書面
 - ト 委託契約15条により定めた事項を把握し得るもの。

2 本件対象文書

- (1) 平成24年度印紙関係 印紙 契約書
- (2) 令和2年度印紙関係 印紙 契約書

- (3) 平成31年度(令和元年度)決算報告書 会計検査院送付 証拠書類①
- (4) 令和2年度決算報告書 会計検査院送付 証拠書類①
- (5) 平成31年度(令和元年度)印紙関係 印紙 印紙交付決定通知書
- (6) 令和2年度印紙関係 印紙 印紙交付決定通知書
- (7) 平成31年度(令和元年度)印紙関係 物品 印紙受領書
- (8) 令和2年度印紙関係 物品 印紙受領書
- (9) 平成31年度(令和元年度)印紙関係 印紙 印紙売りさばき報告書
- (10) 令和2年度印紙関係 印紙 印紙売りさばき報告書
- (11) 平成31年度(令和元年度)決算報告書 会計検査院送付 証拠書類②
- (12) 令和2年度決算報告書 会計検査院送付 証拠書類②
- (13) 平成31年度(令和元年度)決算報告書 国税収納金整理資金 国税収納金整理資金帳簿
- (14) 令和2年度決算報告書 国税収納金整理資金 国税収納金整理資金帳簿
- (15) 平成31年度(令和元年度)印紙関係 印紙 印紙処分申請書
- (16) 令和2年度印紙関係 印紙 印紙処分申請書
- (17) 平成31年度(令和元年度)印紙関係 物品 印紙損傷報告・不用決定
- (18) 令和2年度印紙関係 物品 印紙損傷報告・不用決定
- (19) 平成31年(令和元年)財務省所管の調達に係る取扱い等の一部を改正する通達等 制定・改廃 一部改正決裁
- (20) 令和2年財務省所管の調達に係る取扱い等の一部を改正する通達等 制定・改廃 一部改正決裁